上こすど かわら

新潟県からのお知らせ 新型コロナワクチンの 積極的な接種のお願い

がかからない状況が続いています。 とが大変重要となります。 だくとともに、感染防止に効果があ 続するためには、県民・事業者の皆 ともに、生活に不可欠な事業等を継 新型コロナワクチン接種を進めるこ さまから、感染防止対策を徹底いた 県民の生命及び健康を確保すると 日で三千人を超え、 新潟県内では現在、 特に重症化を防ぐことができる 新規感染者が 増加に歯止め

協力をお願いいたします。 いない方は、ぜひ積極的な接種にご まだコロナワクチン接種を終えて

お願いいたします。 さらに次のような方は特に協力を

接種を終えていない方 若い世代の方など、一~三回 目 \mathcal{O}

①新たに機械、

設備を導入して生産

性を向上させたい

六十歳以上で、四回目接種用の 種券」が市町村から届いた方

厚生労働省 令和四年度「働き方改革推進 支援助成金」のご案内 新潟労働局

め 中小企業・小規模事業者が時間外労 的としています。 る労働時間の設定の改善の促進を目 成するものであり、中小企業におけ 短縮等に取り組む事業主に対して助 働の上限規制等に円滑に対応するた 生産性を高めながら労働時間の 働き方改革推進支援助成金」は

〈労働時間短縮・年休促進支援コース〉

り組む中小企業事業主を支援します。 給休暇の促進に向けた環境整備に取 向上させ、労働時間の縮減や年次有 れています。このコースは生産性を に、時間外労働の上限規制が適用さ 令和二年四月一日から、中小企業

労働能率を増進するための設備機

器などを導入して改善

第267号 小須戸 商工会

9月 の花



② 始業、

労務管理用機器やソフトウェアを

③業務上の無駄な作業を見直したい が、何をどうすればいいか分から

ングを実施して解決

①労働保険の適用を受ける中小企業 【対象者】 事業主(個人事業主含む)

②年五日の年次有給休暇の取得に向 じて労働条件通知書の写しを添付 作成していない場合は、必要に応 者を使用する事業場で就業規則を と(ただし、常時 十人未満の労働 けて就業規則等を整備しているこ

③交付申請時点で、「成果目標」①~

ているが、管理上のミスが多い 終業時刻を手書きで記録

導入して改善

外部の専門家によるコンサルティ

達成を目指して取り組みを実施する

ること。

④の設定に向けた条件を満たして いること。

【助成対象となる取り組み】 次のうち一つ以上を実施。

> ⑤人材確保に向けた取り組み ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ③外部専門家によるコンサルティング ②労働者に対する研修、周知・啓発 ①労務管理担当者に対する研修 ※原則、パソコン、タブレット、 ⑦労働能率の増進に資する設備 ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管 器などの導入・更新※ 理用機器、デジタル式運行記録計 の導入・更新※

ス 機

マートフォンのような汎用性が高 いものは対象外

【成果目標】 次のうち、 一つ以上を選択の上、

①月六十時間を超える三六協定の時 **間外・休日労働時間数を縮減**させ

②年次有給休暇の計画的付与制度を 新たに導入すること。

③時間単位の年次有給休暇制度を新 たに導入すること。

④交付要綱で規定する**特別休暇** 染症対応のための休暇、 上を新たに導入すること のための休暇) ィア休暇、新型コロナウイルス感 気休暇、 教育訓練休暇、 のいずれか ボランテ 不妊治療

☆前頁の「成果目標」に加えて、 加えることができます。 金引上げを行うことを成果目標に 額を三%以上または五%以上で賃 定する労働者の時間当たりの賃金 指

助 成額

助成額最大 四百九十万円

成果目標①の上限額 最大一五〇万円

= Ξ 成果目標③、 成果目標②の上限額五〇万円 4の上限額

賃金引上げの達成時の加算額 十五万~二百四十万円 各二十五万円

四

定します。 助 成額は次のいずれか低い方で判

右記の一~三の上限額及び四の 加算額の合計

(受付締切 の所要額が三十万円を超える場合 みで⑥~⑦を実施する場合で、そ 十人以下かつ、支給対象の取り組 補助率は五分の四に引き上げる 三(常時使用する労働者数が三 対象経費の合計額×補助率四分

※予算に達した時点で 令和四年十一月三十日 (水 締め切り前 まで

ります。 に予告なく受付を締め切る場合があ

【申請書類の入手方法】

検索してダウンロードしてください 時間短縮・年休促進支援コース」で 働き方改革推進支援助成金 労働

【申請方法】

留など郵便物が追跡できる方法で 申請書に添付書類を添えて、 簡易書

郵送」してください。

【申請・問い合わせ先】

〒九五〇-八六二五 新潟労働局 雇用環境• 均等室

新潟美咲合同庁舎二号館 新 潟市中央区美咲町 <u>-</u>

|〇二五 - 二八八 - 三五二八|

まで(土日祝日を除く) ※受付時間は午前九時から午後五時

人でも雇ったら、 労働保険に必ず加入!

含む)を一人でも雇っている事業主 各種給付金のほか、 労働保険は、 に加入しなければなりません。 は労働保険(労災保険・雇用保険) 労働者 (パート・アルバイト等を 労災保険・雇用保険の 雇用の安定のた

> 労働保険に必ず加入している必要が ンプライアンスが求められており、 また、人手不足の折、事業主にはコ 欠くことのできない制度です。 労働者はもとより事業主のためにも の各種支援制度も設けられており、 めに事業主に支給される助成金など あります より良い人材を確保する意味でも、

」相談は商工会へ

局長の認可を受けています。 険に関する各種の事務手続を行う 保険料の申告、 の委託を受け事業主に代わって労働 負担の軽減のため、 「労働保険事務組合」として県労働 商工会では、労働保険の事務処理 納付、その他労働保 事業主の皆さん

料の分割納付) 労災保険 優遇制度 付けておりますので労働保険に関 ることはお気軽にご相談下さい 労働保険事務組合に委託すると、 成立届をはじめ、 への特別加入、②労働保険 (①事業主や家族従事者の も受けられます。 所定用紙も備

「コを活用してみませんか

皆さまを応援しています。 活性化する』を使命に、 産業創造機構)は、『新潟県の産業を N-CO(公益財団法人にいがた 県内企業の

家等のアドバイス、セミナー・ 補助金等資金的支援をはじめ、 皆さまの挑戦やお悩みを、 など様々な支援を行っています。 グ支援、 ッチング支援、テストマーケティ ニューによりサポートします。 ○売れる商品づくりとは 【お問い合せ先】 市場顧客のニーズがわからな)新商品・新技術を開発したい オフィス・設備レンタル、 商品評価ブラッシュアップ 多彩なメ 講座

公益財団法人にいがた産業創造機 〇二五 - 二四六 - 〇〇二五

電話 Eメ ー info@nico.or.jp



構